

# 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

## 事業者選定基準

令和3年7月

小山市

## 【事業者選定基準】

### 目 次

1	事業者選定基準の位置づけ .....	1
2	事業者選定の概要 .....	1
1)	事業者選定の方式 .....	1
2)	事業者選定の方法 .....	1
3)	事業者選定の体制 .....	1
3	優先交渉権者決定の手順 .....	2
4	応募資格の審査 .....	3
1)	応募資格の審査 .....	3
ア)	応募資格審査書類の審査 .....	3
イ)	応募資格要件の審査 .....	3
2)	応募資格の審査結果通知 .....	3
5	提案審査 .....	4
1)	提案書類の確認 .....	4
2)	提案内容の審査 .....	4
ア)	提案価格審査 .....	4
イ)	基礎審査 .....	4
ウ)	提案価格審査及び基礎審査の結果の通知 .....	4
エ)	提案内容の審査 .....	4
オ)	技術評価審査 .....	5
3)	得点化方法 .....	8
ア)	技術評価点の得点化方法 .....	8
イ)	価格評価点の得点化方法 .....	8
4)	技術評価点の下限值 .....	9
5)	総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定 .....	9
ア)	総合評価点の算定 .....	9
イ)	最優秀提案者等の選定 .....	9
6)	優先交渉権者の決定 .....	9
7)	審査結果の通知及び公表 .....	10
6	事業者選定審査委員会 .....	11
1)	事業者選定審査委員会の構成 .....	11

## 1 事業者選定基準の位置づけ

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業事業者選定基準は、小山市（以下、「本市」という。）が「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」（以下、「本事業」という。）を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、事業者を選定する方法及び基準を示すものである。

## 2 事業者選定の概要

### 1) 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められることから、事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 2) 事業者選定の方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。

応募資格審査は、応募者の応募資格について審査を行う。

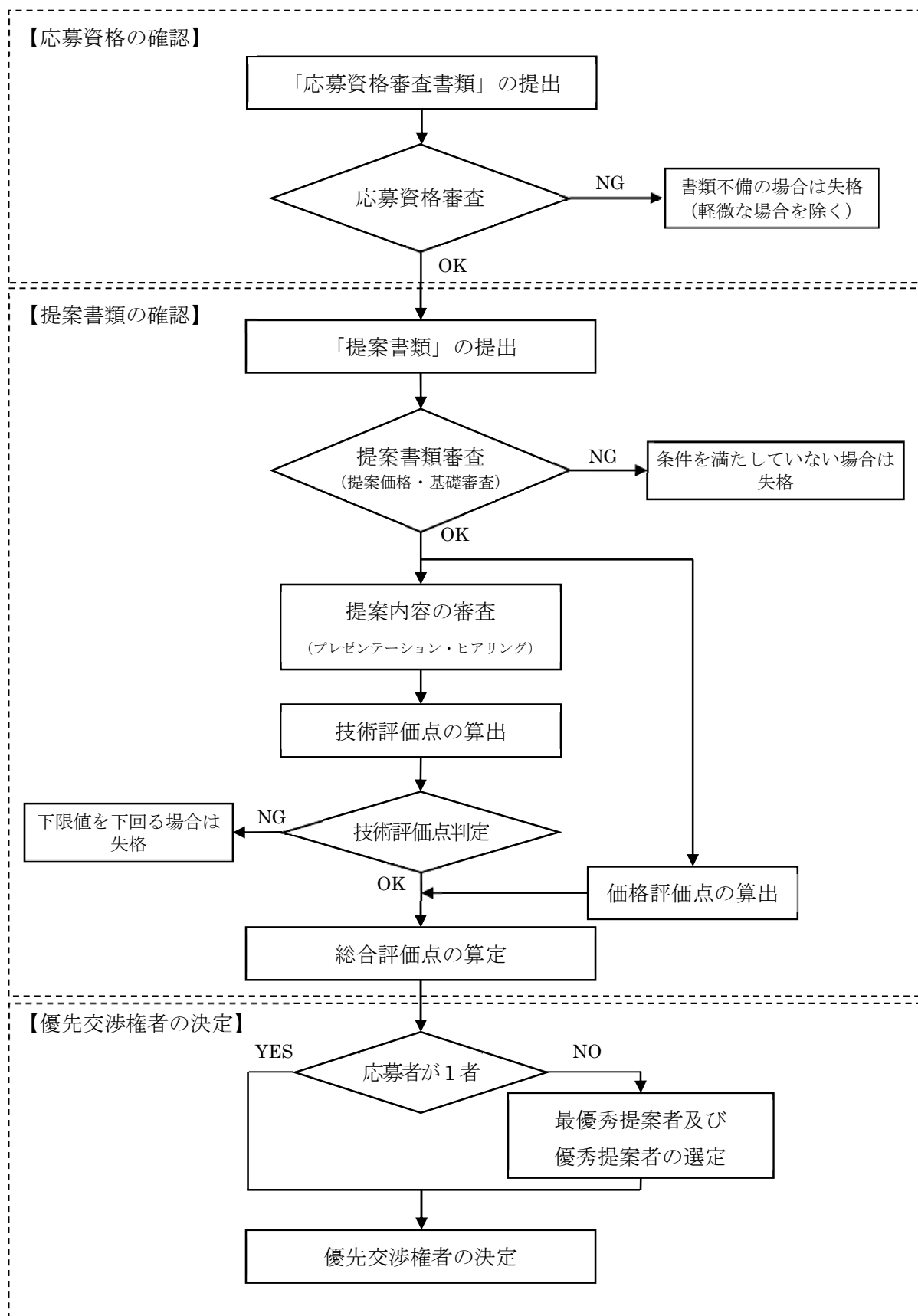
提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び設計、建設及び運転維持管理の妥当性、確実性及び有効性等の審査を行う。

### 3) 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、本市が基礎審査及び提案価格の審査を行ったうえで、本市が設置した若木浄水場等更新整備及び維持管理事業事業者選定審査委員会（以下、「事業者選定審査委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行う。本市は、事業者選定審査委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

### 3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



## 4 応募資格の審査

### 1) 応募資格の審査

#### ア) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

#### イ) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章4. 1～4. 7」の各項目

### 2) 応募資格の審査結果通知

本市は、応募資格の審査結果を応募者の代表企業に通知する。

## 5 提案審査

### 1) 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

### 2) 提案内容の審査

#### ア) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が著しく低い応募者には、その理由の説明を求める場合がある。

なお、提案価格審査は事業者選定審査委員会における審査の対象外とし、事業者選定審査委員会には技術評価審査の終了まで、応募者の提案価格を開示しない。

#### イ) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。基礎審査では、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は事業者選定審査委員会へ報告し、承認を得たうえで失格とする。

#### ウ) 提案価格審査及び基礎審査の結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングの日程を応募者に伝える。

#### エ) 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、事業者選定審査委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの概要は以下のとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

##### ① 実施時期

令和3年12月上旬

##### ② 実施場所

小山市役所

##### ③ 実施方法

応募者のプレゼンテーションによる説明後、事業者選定審査委員会から応募者へのヒアリングを実施する。プレゼンテーションは事業者選定審査委員が応募者の説明内容を把握しやすいように、Microsoft Office PowerPoint等のプレゼンテーションソフトを使用すること。

④ その他

プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。プレゼンテーションは提案書類に記載した内容に限るものとし、追加資料の配布は認めない(プレゼンテーション内容の印刷物の配布は認める)。

オ) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化(以下、「技術評価点」という。)を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 2 審査項目及び配点

評価項目(大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
1. 技術評価点	400			
1-1 事業全体に関する事項	60			
(1) 基本方針に関する提案	10	① 提案コンセプト	・本事業の目的を理解し、また特殊性に留意した提案を評価する。	様式V-1-1
(2) 事業計画に関する提案	22	① 事業実施の体制	・事業の実施体制について具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・事業者の構成企業の役割分担が明確で適切かを評価する。 ・統括責任者による事業遂行全般に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式V-1-2
		② 設計建設業務の工程計画	・調査設計及び建設工事の工程計画について、実現性や工夫点、関連工事との調整等を評価する。	
		③ 維持管理業務の工程計画	・維持管理の工程計画について、各浄水場における建設工事との調整等を評価する。	
(3) 業務実施体制に関する提案	12	① 調査設計業務の体制	・調査設計業務の実施体制と業務に従事する責任者等の資格及び実績を評価する。	様式V-1-3
		② 建設工事業務の体制	・建設工事業務に従事する監視技術者の実績を評価する。	
		③ 維持管理業務の体制	・維持管理業務の実施体制と業務に従事する責任者等の資格及び実績を評価する。	
(4) セルフモニタリングに関する提案	16	① 設計期間中のセルフモニタリング	・設計品質を確保するためのセルフモニタリング及び照査等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式V-1-4
		② 建設期間中のセルフモニタリング	・施工品質及び安全性の確保、設計図書どおりに施工が実施されているかの確認のためのセルフモニタリング(建築基準法上の工事監理を含む)に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		③ 維持管理期間中のセルフモニタリング	・維持管理の品質確保、要求水準等に対する履行確認のためのセルフモニタリングに関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
1-2 設計建設業務に関する事項	180			
(1) 調査業務に関する提案	15	① 地質調査計画	・調査の箇所、項目、数量が具体で、調査結果が設計、建設へどのように反映されるか示されている提案を評価する。	様式V-2-1
		② 測量調査計画	・調査の範囲、項目、数量が具体で、調査結果が設計、建設へどのように反映されるか示されている提案を評価する。	
		③ 埋設物調査計画	・調査の範囲、対象、数量が具体で、調査結果が設計、建設へどのように反映されるか示されている提案を評価する。	
(2) 土木・建築施設に関する提案	15	① 耐震補強計画	・提示された補強設計資料に対する検証方法が示され、既設躯体への影響や更新設備との干渉に配慮された提案を評価する。	様式V-2-2
		② 建築施設・設備計画	・取水塔の維持管理性向上に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
(3) 機械設備に関する提案	40	① 取水施設	・台風時等における維持管理について具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・水運用計画(取水)に対応可能な機器仕様・台数に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式V-2-3
		② 浄水施設	・原水水質に対する浄水処理の確実性に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・適切な浄水水質維持に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		③ 薬品注入設備	・薬品の確実な注入に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		④ 配水ポンプ設備	・水運用計画(配水)に対応可能な機器仕様・台数に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		⑤ 排水処理施設	・排水処理の確実性に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		⑥ 設備共通計画	・耐震性及び耐久性確保等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・維持管理性等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・修繕、更新時対応に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
(4) 電気計装設備に関する提案	40	① 電気設備	・受電及び自家発電施設の信頼性及び保守性に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・自家発電施設の設置に関する具体的かつ近隣住民に配慮した提案を評価する。	様式V-2-4
		② 計装設備	・計装設備の構成、仕様及び設置位置に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		③ 監視制御設備	・運転監視・操作の容易性確保、バックアップシステム等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・監視制御システムの拡張性とセキュリティ対策について具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・水道システムの見える化に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		④ 設備共通計画	・耐震性及び耐久性確保、雷対策等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・維持管理性等に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・修繕、更新時対応に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
(5) 建設工事に関する提案	70	① 水運用の安定性確保	・水利権の一移転等、水運用の安定性確保に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	様式V-2-5
		② 施工計画	・土木・建築・機械・電気の各工事における品質管理に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・工事期間中の既存浄水施設の安定的な運転の確保に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・安全面・環境面に配慮した施工方法、仮設工法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		③ 試運転計画	・各施設の水張試験及び各種試運転に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・試運転時における原水の確保及び排水の方法に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。	
		④ 浄水処理切替計画	・浄水処理切替計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・工程計画の実現性や工夫点を評価する。	
		⑤ 排水処理切替計画	・排水処理切替計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・工程計画の実現性や工夫点を評価する。	
		⑥ 電気切替計画	・受電切替計画に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・既設設備から更新設備への監視制御切替に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。 ・工程計画の実現性や工夫点を評価する。	



評価項目(大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
1-3 維持管理業務に関する事項	120			
(1) 運転管理業務に関する提案	45	35 ① 対象施設の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の委託業者からの引継ぎに関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> <li>更新前の浄水処理・排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> <li>更新中の浄水処理・排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> <li>更新後の水運用計画(取水及び配水)を考慮した浄水処理・排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> </ul>	様式V-3-1
		10 ② 社員教育、技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転員の資質及び能力向上に向けた取組みに関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> <li>マニュアル整備とその活用に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> </ul>	
(2) 保守管理業務に関する提案	20	15 ① 更新対象施設	更新対象施設の日常及び定期点検、保守点検に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	様式V-3-2
		5 ② 更新対象外施設	更新対象外施設の日常及び定期点検、保守点検に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
(3) 修繕業務に関する提案	15	5 ① 土木・建築の修繕計画	故障等発生時における対応・体制について、具体的なかつ効果的な提案を評価する。	様式V-3-3
		10 ② 機械・電気の修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕計画が具体的に妥当な提案であるかを評価する。</li> <li>設備の長寿命化に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> </ul>	
(4) ユーティリティ調達業務に関する提案	13	8 ① 薬品調達管理	薬品の適切な管理に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	様式V-3-4
		5 ② 消耗品調達管理	非常時を見越した調達先の選定や調達費用に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
(5) 環境整備業務に関する提案	5	5 ① 場内清掃、植栽管理、外構清掃等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の業務に関する具体的な提案を評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 場内清掃</li> <li>2. 植栽管理</li> <li>3. 外構清掃</li> <li>4. 浄化槽の管理清掃</li> <li>5. 除雪</li> </ul> </li> </ul>	様式V-3-5
(6) 災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	10	4 ① 災害時の体制と対応	災害時の体制と対応に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	様式V-3-6
		4 ② 事故時の体制と対応	機器類等の事故について十分な想定がされているか、またその対策に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
		2 ③ 事業継続計画の作成	事業継続計画とその活用に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
(7) その他業務に関する提案	7	5 ① 許可工作物管理、池清掃、土砂搬出、見学者対応、保安管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の業務に関する具体的な提案を評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 許可工作物管理</li> <li>2. 池清掃</li> <li>3. 土砂搬出</li> <li>4. 見学者対応</li> <li>5. 保安管理</li> </ul> </li> </ul>	様式V-3-7
		2 ② 他業務との連携	料金関係業務との連携に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
(8) 業務終了時の引継ぎ業務に関する提案	5	5 ① 引継方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業終了に伴う市や次期事業者への引継ぎに関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> <li>事業終了時における性能評価方法及び性能保証に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> </ul>	様式V-3-8
1-4 その他に関する事項	40			
(1) 地域への貢献に関する提案	30	24 ① 地域経済への貢献	設計建設及び維持管理期間中における地域経済への貢献度(分担額)の高さを評価する。	様式V-4-1
		6 ② 地域活動への貢献	地元との連携、地元人材の育成及び地域活動への貢献に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
(2) 環境配慮に関する提案	6	3 ① 設計建設期間における環境対策	設計及び建設期間中における環境配慮に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	様式V-4-2
		3 ② 維持管理期間における環境対策	維持管理期間中における環境配慮に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。	
(3) 本市水道事業に資する提案	4	4 ① 事業者によるその他提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進性、創意工夫に関する具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> <li>他の審査項目で評価の対象とならなかった提案に関する有効かつ具体的なかつ効果的な提案を評価する。</li> </ul>	様式V-4-3
2. 価格評価点	100			
2-1 費用に関する評価	100	① 提案価格	提案価格を点数化して評価する。	
3. 総合評価点(1+2)	500			

### 3) 得点化方法

#### ア) 技術評価点の得点化方法

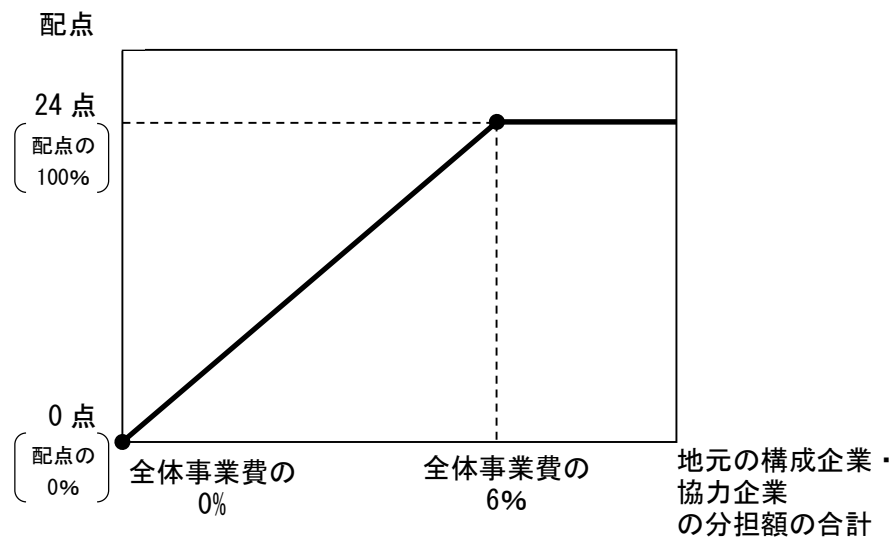
技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各事業者選定審査委員別に行う。各応募者の技術評価点は、事業者選定審査委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、技術評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

評価	評価基準	得点化方法
A	要求水準を超える具体的な極めて優れた提案がある	配点×1.00
B	要求水準を超える具体的な優れた提案がある	配点×0.75
C	要求水準を超える具体的なやや優れた提案がある	配点×0.50
D	要求水準を満たすが、特に提案がない	配点×0.25

技術評価点の地域への貢献に関する提案のうち、「地域経済への貢献」の評価は、次の方法により得点化する。

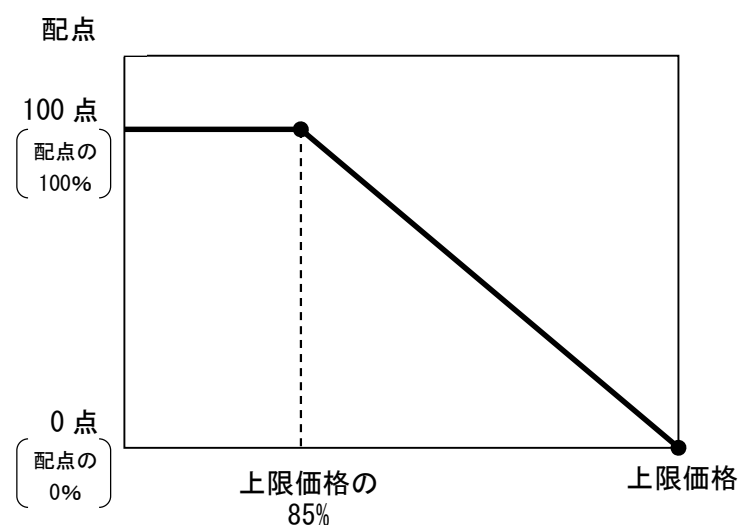
地元企業（構成企業および協力企業）の分担額の合計が、全体事業費（設計建設業務及び運転維持管理業務の合計）の6%以上に相当する提案を24点（配点の100%）、0%に相当する提案を0点（配点の0%）として、それらの中間の分担額については直線補間により評価する。



#### イ) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格提案が、上限価格の85%以下に相当する提案を100点（配点の100%）、上限価格と同額の提案を0点（配点の0%）として、それらの中間の価格提案については直線補間により評価する。なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。



#### 4) 技術評価点の下限值

技術評価点には下限値を設けるものとし、応募者の技術評価点が下限値未満の場合は当該応募者を失格とする。なお、下限値は非公表とする。

#### 5) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

##### ア) 総合評価点の算定

各応募者について、以下の算定式によって総合評価点を算出する。

総合評価点 (500 点満点)	=	技術評価点 (400 点満点)	+	価格評価点 (100 点満点)
--------------------	---	--------------------	---	--------------------

##### イ) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が高い提案を最優秀提案として選定する。技術点も同点の場合は、技術評価点のうち「1-1 事業全体に関する事項」が高い提案を最優秀提案として選定する。これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者として選定する。

#### 6) 優先交渉権者の決定

本市は、事業者選定審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

なお、応募者が1者の場合には、その事業者を優先交渉権者に決定する。

## 7) 審査結果の通知及び公表

本市は、事業者選定審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者を除く、各応募者の代表企業の名称及び構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市に説明を求めることができる。

## 6 事業者選定審査委員会

事業者選定審査委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、事業者選定審査委員会において決定した基準に基づいて提案内容の審査を行い、事業者を選定する。

### 1) 事業者選定審査委員会の構成

事業者選定審査委員会は、以下5名の委員により構成される。

役割	氏名	所属
委員長	田中 孝国	小山工業高等専門学校 物質工学科 准教授
副委員長	雲井 富雄	小山市副市長
委員	木暮 昭彦	水道技術研究センター 参与
委員	北野 守康	日本水道協会 工務部 技術課長
委員	古川 幸一	小山市建設水道部長

応募者やそれと同一と判断される団体等が、募集要項等の公表後から本事業の優先交渉権者の決定公表までの間において、本事業に関して委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。また、事業者選定審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと市及び事業者選定審査委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への参加資格を失う。